平成２２年（フ）第７８９１号
大阪府門真市上野口町59番４号
債務者　蔦本　隆一
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８９７号
大阪府豊中市東泉丘２丁目12番８号
債務者　東川加代子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９１０号
大阪市平野区喜連２丁目６番９―105号
債務者　常戸由紀子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９４２号
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番４―905号
債務者　姉帯　直彦
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９７３号
大阪市西淀川区千舟２丁目７番18―421号
債務者　時吉　秀男
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９８２号
大阪府寝屋川市太秦中町１番３―307号
債務者　奥田　章子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９８３号
大阪市平野区瓜破東３丁目６番21号
債務者　田中　　徹
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８００３号
大阪市西区南堀江２丁目３番20―701号
債務者　河村江津子（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０２４号
大阪市住吉区長居東２丁目16番５―607号
債務者　髙橋　圭子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０５１号
大阪府枚方市田口１丁目15番９号
債務者　植田　千夏
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０７３号
大阪府高槻市南総持寺町７番15―103号
債務者　柳田富美江こと　閔　　富江（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１０６号
大阪府八尾市高安町南２丁目44番地の３
債務者　中川かほる
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１１７号
大阪府豊中市服部本町５丁目７番28号
債務者　石永ハツエ
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１３１号
大阪市旭区清水５丁目11番１―503号
債務者　中尾　由美
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７号
山口県長門市西深川347番地
債務者　松本　　勝
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第５０号
山口県長門市深川湯本1516番地１
債務者　吉津　賢太
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第８４号
北海道紋別郡遠軽町若咲内377番地
債務者　小里　利典
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
山形県酒田市豊里字下藤塚198番地
債務者　竹内　隆志
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
山形地方裁判所酒田支部